



経済・府政記者クラブ同時資料配付
京 都 労 働 局 発 表
平成27年10月6日 (火)
午前11時00分 解禁

担 当	労働基準部 賃金室
	賃金室長 吉岡宏修
	賃金指導官 横井寿洋
	電話 075-241-3215

京都府最低賃金の発効について

—平成27年10月7日から時間額807円に—

平成27年10月7日から京都府最低賃金が18円引上げられ、時間額807円で発効します。

京都労働局（局長 井内雅明）では、平成27年8月11日に京都地方最低賃金審議会（会長 久本憲夫 京都大学公共政策大学院教授）から「京都府最低賃金の改正について」の答申を受けた後、異議申出の審議手続きを経て、平成27年9月7日に改正決定を行うとともに、同日付けで官報公示を行い、このたびの発効を周知することとしました。

今年度の改正については、府下の経済状況、消費者物価の上昇や地域別最低賃金のセーフティネットとしての位置付け等を総合勘案し、昨年（16円）を上回る引き上げとなりました。

このため、京都労働局では、府下全ての労働基準監督署・公共職業安定所においてその周知広報に努めることはもとより、京都府・京都市及び各市町村には「広報誌」に周知広報の掲載依頼を行い、各行政機関、各商工会議所・商工会、各商工団体・企業組合・協同組合、交通機関、教育機関など600を超える団体に対して、その周知広報の協力を依頼しています。

また、労働基準監督署では、一定の周知期間を経て、その履行確保に向けた監督指導等を強化する予定です。

【参考1】京都府最低賃金

- 適用する地域
京都府の区域
- 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 807円
- この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 効力発生の日

平成27年10月7日

【参考2】 京都府最低賃金の過去の改正状況

年度	最低賃金額	引上げ額	引上げ率(%)
平成 18 年	686	4	0.59
平成 19 年	700	14	2.04
平成 20 年	717	17	2.43
平成 21 年	729	12	1.67
平成 22 年	749	20	2.74
平成 23 年	751	2	0.27
平成 24 年	759	8	1.07
平成 25 年	773	14	1.84
平成 26 年	789	16	2.07
平成 27 年	807	18	2.28

【参考3】 近畿各府県及び主要都県の地域別最低賃金改正状況

都府県名	改正最低賃金額	引上げ額	効力発生日
滋 賀 県	764 円	18 円	平成 27 年 10 月 8 日
京 都 府	807 円	18 円	平成 27 年 10 月 7 日
大 阪 府	858 円	20 円	平成 27 年 10 月 1 日
兵 庫 県	794 円	18 円	平成 27 年 10 月 1 日
奈 良 県	740 円	16 円	平成 27 年 10 月 7 日
和 歌 山 県	731 円	16 円	平成 27 年 10 月 2 日
東 京 都	907 円	19 円	平成 27 年 10 月 1 日
神 奈 川 県	905 円	18 円	平成 27 年 10 月 18 日
愛 知 県	820 円	20 円	平成 27 年 10 月 1 日